

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282 (22) 4131

国民年金保険料免除制度

経済的な理由などで、国民年金保険料の納付が困難な場合に、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度です。

【全額・一部免除制度】

申請者本人と配偶者及び世帯主の所得が基準額以下の場合、保険料が免除されます。免除額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

一部免除は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除されます。納付すべ

き一部の保険料を納付しないと、その期間の免除が無効になり、未納とみなされます。

【納付猶予制度】

50歳未満の申請者本人と配偶者の前年所得が基準額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予が承認された期間は、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

免除・猶予となる所得基準や、免除された期間の年金受給額については、日本年金機構のホームページをご確認ください。



日本年金機構
ホームページ

失業特例制度

所得審査対象者が失業(退職等)した場合に、失業の前月から翌々年6月までの期間の分の申請について利用できる制度です。失業した方の雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証などを添付

することで、その方の前年所得は0として審査されます。

■受付期間

令和7年度免除申請(令和7年7月～令和8年6月分)受付は7月1日(火)からです。

※2年1か月前の月の分までさかのぼって申請することができますが、申請が遅れると、万一の際に障害年金や遺族年金などを受け取れない場合があるので、速やかに申請してください。

■必要なもの

- ・本人確認書類
 - ・年金番号またはマイナンバーがわかるもの
 - ・失業特例を使用する場合は、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証等
- ※公務員の方は退職の辞令

■申請先 市民課

農業者年金を受給している方は現況届の提出をお忘れなく

現況届は、年金を受給するために毎年必要になる手続きです。農業者年金を受給している方は、現況届を必ず提出してください。

※年金受給者ご本人が署名、記入することが困難な場合は、代理の方が署名、記入をしてください。

■**現況届の送付** 毎年、5月末頃に農業者年金基金から直接、受給者本人に郵送されます。

■**現況届の提出** 6月30日(月)までに農業委員会事務局へ提出してください。郵送での提出も可能です。

■**現況届の提出を忘れた場合** 提出がない場合は、11月から年金の支払が差し止められます。支払の差し止めは、現況届が提出されるまで継続されますので、ご注意ください。

経営移譲年金を受給している方へ

経営移譲年金を受給している方(以下、受給者という)は、後継者や特定の第三者に農業経営を移譲することにより、加算された額の年金を受給しています。

受給者が下記の項目の対象者になると、農業経営を再開したとみなされ、経営移譲年金の支給が停止される恐れがありますので、ご注意ください。

■経営移譲年金の支給停止対象者

- ・認定農業者
- ・JA組合員(販売代金の入金など)
- ・経営所得安定対策の申請者
- ・農業政策の各種補助金受給者
- ・農業共済の加入者
- ・土地改良区組合員
- ・農業所得の申告者

■農地の権利を動かすその前に

受給者は、後継者などに貸し付けしている農地に関して、農地転用・後継者以外への貸し付けを行った場合、年金の一部が支給停止になることがあります。

経営移譲年金を受給されている方で、農地の貸し借りや売買、農地転用などをご検討されている場合は、農業委員会事務局までご相談ください。

■問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎(32)8915